

## 行刑公役務に関する職業倫理規程に係る二〇一〇年 一二月三〇日のデクレ第二〇一〇-一七一一号

フランス刑事立法研究会(訳)

井上, 宜裕  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

大貝, 葵  
大阪市立大学大学院法学研究科 : 研究生

<https://doi.org/10.15017/25413>

---

出版情報 : 法政研究. 79 (1/2), pp.137-149, 2012-10-16. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 行刑公役務に関する職業倫理規程に係る

二〇一〇年二月三〇日のデクレ第二〇一〇一七一一号

### フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

行刑公役務に関する職業倫理規程に係る二〇一〇年二月三〇

日のデクレ第二〇一〇一七一一号

前文

第一編 総則

第二編 行刑機関職員に関する諸規定

第一章 行刑機関職員の一般的義務

第二章 行刑機関に委託された者との関係から生じる行刑機

関職員の義務

第三章 階級の上位者及びその権限下に位置づけられる官吏

のそれぞれが有する権利及び義務

第三編 行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人に関す

る諸規定

第一章 司法の手にある者に対する行刑公役務に協力する自

然人及び法人の代理人の義務

第二章 行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人の関  
与条件

附則 宣誓の書式

はしがき

本資料は、「行刑公役務に関する職業倫理規程に係る二〇一〇年二月三〇日のデクレ第二〇一〇一七一一号」<sup>①</sup>を訳出したものである。

本デクレは、二〇〇九年一月二四日の法律第二〇〇九一四三六号（行刑法）<sup>②</sup>の成立を受けて、同法律を施行するために制定される、一連のデクレの内に位置づけられる。即ち、右記二〇〇九年行刑法第一条第二項は、「行刑公役務に関する職業倫理規程は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められ、行刑機関の官吏、及び、第三条第二項の適用によって資格を付与される公法または私法上の法人の代理人が遵守すべき諸規則を定める」としており、この規定に基づいて制定されたのが本デクレである。<sup>③</sup>

本デクレは、第一編「総則」、第二編「行刑機関職員に

関する諸規定」、及び、第三編「行刑公役務に協力する自  
然人及び法人の代理人に関する諸規定」の三編から構成さ  
れている。

これまで、行刑公役務に関する職業倫理規程は、行刑機  
関職員について、刑事訴訟法D二一九条からD二二二条が  
規定するのみであった。本デクレは、右記刑事訴訟法の規  
定を敷衍し、内容をさらに充実させた上で、行刑機関職員  
のみならず、行刑公役務に関与する全ての者に適用範囲を  
拡大している。

二〇〇九年行刑法を施行するために制定される諸デクレ  
の一つに位置づけられる本デクレは、当然のことながら、  
二〇〇九年行刑法の掲げる被収容者の権利保障の強化を色  
濃く反映している。中でも、本デクレに特徴的なのは、こ  
のような職務倫理規程の趣旨を行刑公役務に携わる全ての  
機関及び人に徹底するための措置が規定されているところ  
である。即ち、本デクレの第五条は、本職業倫理規程の各  
名宛人に対する交付、及び、行刑施設等への掲示を定めて  
おり、既に、本デクレがフランス国内の全ての行刑施設等  
に掲示されている。この点は、行刑公役務の適正さを確保  
する一方策としてもきわめて示唆的であり、わが国で行刑  
実務の在り方を検討する際に大いに参考になるであろう。

他方、本デクレは、刑法解釈論的に見ても、非常に興味  
深い点を含んでいる。それは、本デクレが第四条で上官  
の命令につき詳細に規定している点である。

法令行為及び正当な官憲の指令について、フランス一八  
一〇年刑法典は、殺傷罪に関する各則規定である第三二七  
条で、「法律によって命じられ、かつ、正当な官憲によつ  
て指令された、殺人、傷害、及び、殴打は、重罪にも軽罪  
にもならない」と規定していた。

これに対して、一九九四年に施行された新刑法典は、総  
則規定である第二二二―二四条第一項で、「法律または規則の  
規定によって命じられまたは許容される行為を実行する者  
は、刑事責任を負わない」、同条第二項で、「正当な官憲に  
よつて指令された行為を実行する者は、当該行為が明白に  
違法でない限り、刑事責任を負わない」と規定するに至つ  
た。

新刑法典が、第二二二―二四条第二項で、違法命令でもそ  
の違法性が明白でない場合には、それに従つた下位者を不  
処罰としたため、正当な官憲の指令の正当化根拠、及び、  
違法の明白性の判断基準をめぐつて、刑法解釈論上激しい  
論争が展開されている。<sup>5)</sup>

上官の命令につき、本デクレ第二四条は、下位者の上位

者に対する服従を原則としつつ、命令が明らかに違法で、かつ、公の利益を重大に危殆化しうる場合を服従義務の例外として規定している。本デクレ第二四条が刑法第一二二・二四条第二項の要件を加重し、下位者による不服従の不処罰を違法の明白性のみならず、公の利益の重大な危殆化にもかかわらずしている点は注目に値する。

また、下位者が命令の違法に明白性があると考えた場合の処理について、本デクレ第二四条によれば、下位者は、まず、違法の意義を明確にした上で、命令を与えた当局への異議申し立てをし、次に、上位者の説明にもかかわらず、異議申し立てを続ける場合には、その異議申し立ては記録され、上位機関 (autorité supérieure) に報告されることになる。このように、本デクレ第二四条が不服従の際の基本的な手順を明示し、その手順を踏まない命令実行の拒否については当事者の責任を問うとしている点は非常に興味深い。

かくして、上位者による違法拘束命令に関する本デクレの規定は、わが国で刑法三五条の法的性質を考える際に参考になるのみならず、正当化と免責の関係について検討する際にも有益な示唆をもたらすものと思われる。

以下、本デクレを翻訳して紹介する。なお、翻訳に当

たつては、大貝葵（大阪市立大学大学院法学研究科研究生）（前文、第一編、第二編第一章・第二章）、及び、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院准教授）（第二編第三章、第三編、附則）が分担して行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（井上宜裕）

行刑公役務に関する職業倫理規程に係る二〇一〇年二月三〇日のデクレ第二〇一〇一七一一号

NOR : JUSK1021210D

首相は、

国璽詔書・司法と自由大臣の報告に基づき、

刑事訴訟法典、

公務員の権利と義務に係る修正された一九八三年七月三日の法律第八三・六三三号、及び、国家の公的職務に関する規約上の諸規定に係る修正された一九八四年一月一日の法律第八四・一六号、

二〇〇九年一月二四日の行刑法第二〇〇九・一四三六号、

行刑機関の外局職員の特別な身分に関する修正された一九五八年八月六日のオルドナンス第五八・六九六号、

行刑機関の外局公務員の特別な身分に関する修正された一九六六年一月二二日のデクレ第六六・八七四号、

刑事訴訟法典第R七九条を補完する、行刑施設において一定の職務を委託されうる者の授權に関する修正された一九八七年七月三十一日のデクレ第八七・六〇四号、

行刑機関の長の中央同数専門委員会二〇一〇年七月五日の意見書、

司法と自由大臣の省同数専門委員会二〇一〇年一月一日付の意見書に鑑み、

コンセイユ・デタ（行政部門）の議を経た上で、  
命令する。

## 第一編 総則

第一条—行刑公役務は、刑事法上の諸決定の実施に携わる。

行刑公役務は、社会の利益、被害者の権利、及び、被拘禁者の権利を尊重しつつ、司法機関により本役務に委託された者の社会への同化（ininsertion）または社会復帰（reinsertion）、再犯予防、及び、公共の安全に寄与する。

行刑公役務は、有罪宣告を受けた者に対する刑の個別化、及び、刑の修正を保障するよう組織される。

第二条—行刑機関は、司法機関により自らに委託された者の監督及び社会復帰へ携わることで、自由の保障、共和国における諸制度の保護、公共の秩序及び国内治安の維持、ならびに、人身及び財産の保護に貢献する。

第三条—①行刑機関は、人間及び市民の権利の宣言、憲法、国際条約、特に基本的自由と人権の保障に関するヨーロッパ条約、ならびに、法律及び規則を尊重しつつ、自らの職務を遂行する。

②行刑機関及びその構成員の意義は、司法の決定、及び、委託された司法上の任務を公正かつ公平に実施する点、ならびに、人格の尊重及び法規範を遵守する点に存する。

第四条—職業倫理に関する本規程は、以下の者に適用される。

一 第二編に定められる条件の下、右記二〇〇九年一月二四日の法律第一条に定められる行刑機関に勤務する職員、公務員、及び、非常勤官吏。その際、行刑機

関に勤務する右の者に適用される規定が遵守される。

第二編 行刑機関職員に関する諸規定

二 第八条、第一四条、第二六条、及び、第二九条を除き、同様の条件の下、右記二〇〇九年一月二四日の法律第一七条により設置された、行刑に携わる民間予備員。

第一章 行刑機関職員の一般的義務

なお、民間予備員は、自らが服する行刑規範に関し、行刑職員と同一とされる。

三 第三編に定められる条件の下、授權または認可に従い、行刑公役務に貢献する自然人、及び、公法上または私法上の法人の代理人。

第七条—行刑機関職員は、共和国の諸制度に対し忠実である。行刑機関職員は、無私であり、公平かつ誠実である。行刑機関職員は、いかなる状況においても、自らの誇りを失わない。

第五条—職業倫理に関する本規程は、行刑機関により、各名宛人に個別に交付され、行刑施設及び行刑担当部局に掲示される。当該規程は、同様に、司法の手の中にある者に周知されるよう掲示される。

第八条—行刑機関職員は、一九八三年七月一日の法律第二五条に定められる条件の下、委託された任務に対し、職業的活動の全てを捧げる。

第六条—本規程に定められる義務に対するあらゆる違反は、関して、その義務違反者は、懲戒処分が付され、または、刑事訴訟法典に定められる条件の下、行刑機関の役務に関与する資格をなく奪される。なお、懲戒処分及び資格はく奪に際して、刑法に定められる刑罰が適用される場合には、その適用を妨げない。

第九条—行刑機関職員は、施設及び役務の安全ならびにその正常な秩序を害しうる、あらゆる行動、発言、または、書面の提示を差し控えなければならず、また、行刑公役務に属する任務の適切な実行を妨げられることがないような状況の下で、自らの職務を遂行しなければならない。第一〇条—行刑機関職員は、法律及び規則に定められた条件の下、職責上の義務に従い、秘密厳守義務及び職業上

の秘密保持義務 (respect de la discrétion et du secret professionnels) を負う。

第一条―行刑機関職員は、職務遂行にあたり、互いに、尊重しあい、援助しあい、協力しあわなければならない。

第二条―行刑機関職員は、法律及び規程によって定められた条件および制限の下でのみ、実力行使をなしうる。

第三条―本規程により禁じられる不正行為を目撃した職員は、その不正行為を中止させるよう努めなければならない。また、その不正行為を階級の上位者へ通知しなければならない。これらの不正行為が、刑法上の犯罪を構成する場合には、職員は、共和国検事にも同様に、当該不正行為を通報する。

第四条―①行刑機関職員は、行刑機関への最初の配属に際し、宣誓を行う。宣誓は、公開の場において、自らの配属先を管轄する大審裁判所長または控訴院長の面前にて行われる。

②海外自治区及びニューカレドニアについては、宣誓は、

公開の場において、第一審裁判所長の面前にて行われる。  
 ③職業倫理に関する本規程が効力を発する日に、既に行刑機関へ配属されている公務員は、本条第一項または第二項に規定される条件の下、自己の申請に基づき、宣誓を行うことができる。

④宣誓の書式は、本規程の附則による。

第二章 行刑機関に委託された者との関係から生じる行刑機関職員の義務

第五条―行刑機関職員は、司法機関により自らに委託された者の人格及び権利を絶対的に尊重する。行刑機関職員は、委託された者に対し、いかなる形態の暴力及び威嚇も行うてはならない。行刑機関職員は、いかなる差別もしない。行刑機関職員は、侮辱的呼称、公的な場にふさわしくない表現、及び、無礼または平俗な言葉を使用してはならない。行刑機関職員は、自らの近親者に接するのと同様の態度を取る。

第六条―行刑機関職員は、自らの職務の枠内で、自らに委託された者の生命及び健康の保護を目的としたあらゆる

る措置を講じ、とりわけ、必要に応じて、保健衛生職員  
の助けを求めるという方法を通じて措置を実施する。

第一七条―行刑機関職員は、いかなる状況においても、自  
らが引き受けている者に対し、自身の模範的態度が、積  
極的な影響を持ち、また、尊敬の念を抱かせることにな  
るよう行動し、職務を遂行しなければならない。

第一八条―①自らが引き受けている者に対して行刑機関が  
義務付けられている情報提供のほか、行刑機関職員は、  
これらの者に対して、必要に応じ、その者の権利及び義  
務、ならびに、各法文により定められている条件に基づ  
き、彼らが対象となりうる制裁及び措置につき注意を促  
す義務を負う。

②行刑機関職員は、委託されている全期間を通じ、法律と  
規則の尊重の下、彼らの権利行使が可能となるよう配慮  
する。

第一九条―①行刑機関職員は、個人的な目的で、自らに委  
託されている者を利用することはできず、これらの者た  
ちから、いかなる性質のものであれ、贈与及び利益供与

を直接的または間接的に受けることはできない。

②行刑機関職員は、自らに委託されている者の利益のため  
に、いかなる伝言も、いかなる任務も自らの職務として  
引き受けることができず、また、いかなる物品も、サー  
ビスも売買することができない。

③行刑機関職員は、法律の定めのある場合を除いて、金員、  
何らかの物体または物質を自らに委託されている者に交  
付することも、また、これらの者から受領することもで  
きない。

④行刑機関職員は、各法文によって許可されていない被拘  
禁者間の連絡、または、被拘禁者と外部者間の連絡を許  
してはならず、それを容易にしてもならない。

⑤行刑機関職員は、自らに委託された者に対して、これら  
の者の防衛手段または弁護人の選任に影響を及ぼすよう  
な働きかけを、直接的であれ間接的であれ、行つてはな  
らない。

第二〇条―①行刑機関職員は、司法の決定によって、自ら  
が所属する施設もしくは役務の権限、もしくは、それら  
の統制下に置かれる者、または、置かれていた者との間、  
及び、これらの者たちの両親または友人との間で、情を



知りつつ、役務の必要によつて正当化されえない関係を維持することはできない。

②行刑機関職員が、自らの所属する役務ないしは機関によつて引き受ける以前に、これらの者たちと前項の関係を有していた場合、当該職員は、役務または施設の責任者にその旨遅滞なく通知する。

#### (大貝葵)

第三章 階級の上位者及びその権限下に位置づけられる官吏のそれぞれが有する権利及び義務

第二十一条 階級的権限を有する当局は、指揮及び統率の任務を実行する。その資格で、当局は、決定を下し、その決定を適用させる。その際、当局は、決定を命令の形で示すこととし、その命令は、当該決定を適正に実行するのに必要とされる説明を伴つた、精確なものでなければならぬ。

第二十三条 ①階級的権限を有する当局は、自らが与えた命令、その実行、及び、その帰結につき責任を負う。当局が、自己の代理として行動することを下位者に課す場合、

当局の責任は完全に存続し、その責任は下位者がその職務及び受けた命令の枠内で通常実行する行為にも及ぶ。

②官吏は、階級的権限を有する当局によつて与えられた命令を誠実に実行しなければならない。官吏は、自己に委託された任務またはその任務の不履行につき責任を負う。

第二十三条 ①当局は、階級的手段 (voie hiérarchique) によつて命令を伝える。緊急のためこの手段によることができない場合、その旨直ちに中間的階級 (échelons intermédiaires) に通知される。

②請求の場合を除いて、いかなる命令も、命令者の職務権限に属さない行刑機関の職員には与えられない。但し、規律の一般原則を適用させるために行われる場合はこの限りでない。

第二十四条 ①行刑機関の全ての官吏は、階級の上位者の指示に従わなければならない。但し、命令が明らかに違法で、かつ、公の利益を重大に危殆化しうる場合を除く。官吏がそのような命令に直面していると考える場合、その官吏は、自らが当該命令に付与した違法の意義を明確に示した上で、その命令を与えた当局に異議を申し立て

なければならぬ。

② 命令が維持され、かつ、階級の上位者によってその命令に関して与えられた説明または解釈にもかかわらず、官吏が自己の異議申し立てを固持する場合、官吏の異議申し立ては記録されなければならない。

③ 官吏の異議申し立ては、上位機関 (autorité supérieure) に報告される。

④ 命令実行の拒否で、右記条件に対応していないものは全て、当事者の責任を生じさせる。

第二五条 ① 行刑機関の全ての職員は、自己の活動、自己が受けた任務の実行について、また、場合によっては、任務の実行が不可能になった理由について、遺漏または隠蔽なく、階級的権限を有する当局に報告する義務を負う。

② 勤務の交替に際して、行刑機関に委ねられた人のケアを引き継ぐ官吏のために、あらゆる有益な情報が記録されるよう配慮される。

第二六条 ① 行刑機関は、所属する公務員に対して、右記二〇〇九年一月二四日の法律第一五五条に規定されるよ

うに、採用時の初任者研修によって、また、職に従事してから継続的研修を組織することで、研修義務を充足する手段を提供する。

② 行刑機関は、とりわけ、所属する公務員に対して、職に従事する前に、人権保護に関する国内的、国際的主要原則、及び、職業倫理についての研修を保障するよう配慮する。

③ 行刑機関は、武力及び武器の行使に訴えうる官吏に対して、特別研修を提供する義務を負う。

④ 行刑機関の職員は、とりわけ、任務、職務、及び、行刑実務の進展に鑑み、自己の職業的知識を定期的に更新する義務を負う。

第二七条 機関は、右記法律第八三―六三―四号第一条、及び、二〇〇九年一月二四日の法律第一六条に定められた条件の下、行刑職員及びその近親者に保護を保證する。

第二八条 行刑機関の職員は、団結権を自由に行使することができ。

資料  
第二九条―行刑機関の職員は、身分規程に定められた条件の下、表現及び示威の権利を行使する。

第三編 行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人に  
関する諸規定

第一章 司法の手にある者に対する行刑公役務に協力する  
自然人及び法人の代理人の義務

第三〇条―行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、彼らに関与する、司法の手にある者に対して、第一五条及び第一七条で表明された、絶対的尊重、非差別、及び、模範性の原理に適った態度を取る。行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、これらの者たちに対する厳格な公平性の下、また、彼らの職業に適用される職業倫理規則の尊重の下、関与する。

第三一条―①行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、司法の決定によって彼らに関与する施設の権限もしくは統制下に置かれる者、または、置かれていた者との間、及び、これらの者たちの両親または友人との間に、

彼らの任務の必要によって正当化されない関係を維持することはできない。

②行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、司法の決定によって彼らに関与する施設の権限もしくは統制下に置かれる者、または、置かれていた者を彼らに関与する施設によって引き受ける以前に、これらの者たちと関係を有していた場合、当該施設の責任者にその旨通知しなければならない。

第三二条―①行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、個人的な目的で、彼らに関与する人たちを利用することはできず、これらの者たちから、いかなる性質のものであれ、贈与及び利益供与を直接的または間接的に受けることはできない。

②行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、金員、何らかの物体または物質を彼らに関与する人たちに交付することはできず、これらの者たちから受領することもできない。但し、法律によって定められ、または、司法の手にある者に対する彼らとの枠内に入る場合はこの限りでない。

③行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、被拘

禁者間、または、被拘禁者と外部の間でのいかなる非法な任務または伝言も許してはならず、それを容易にしなくてもならない。

## 第二章 行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人の関与条件

第三条―①行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、施設の通常の機能、及び、行刑機関の事務分散された役務に対するあらゆる妨害を差し控える。

②行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、施設及び役務の安全、並びに、彼ら自身の安全のために、機関によって命じられた指示に従う。

第四条―行刑公役務に協力する自然人及び法人の代理人は、法律によって定められた場合を除いて、施設もしくは役務の安全、または、彼らが関与する人たちの健康状態、私生活もしくは刑法上の地位に関するいかなる情報も漏洩しない。

第五条―国璽証書・司法と自由大臣、予算・公会計・公

務員・国家改革大臣・政府報道官、及び、予算・公会計・公務員・国家改革大臣付公務員担当大臣補佐は、フランス共和国官報に公表されるであろう、本デクレの実行について、それぞれが各自の管轄においてこれを実行する責任を負う。

二〇一〇年二月三〇日

首相

フランソワ・フィヨン

(FRANÇOIS FILLON)

国璽証書・司法と自由大臣

ミシェル・メルシエ

(MICHEL MERCIER)

予算・公会計・公務員・国家改革大臣・政府報道官

フランソワ・バロワン

(FRANÇOIS BAROIN)

予算・公会計・公務員・国家改革大臣付公務員担当大臣補

佐

附則

宣誓の書式

「私は、自らの職務をしつかりと誠実に果たし、行刑公役務に委ねられた人々の人格及び彼らの人権の厳格な尊重の下、職務上の義務を遵守することを誓います。私は、法律及び拝受した命令に従い、私に付与される権限の正当な行使のみをなすことを約束いたします。」

(井上宜裕)

(1) JORF n° 0303 du 31 décembre 2010 texte n° 44,  
Décret n° 2010-1711 du 30 décembre 2010 portant code de  
dentologie du service public pénitentiaire.

(2) 二〇〇九年フランス刑法を紹介するものとして、末  
道康之「フランスにおける刑法法の制定と刑罰の調整の理  
念と現実」法学研究八四巻九号(二〇一一年)四八一頁以  
下参照。

(3) 本デクレに関連する二〇〇九年刑法の規定としては、  
以下のものがある。二〇〇九年刑法第一一条第三項「前  
項のデクレは、行刑機関の官吏が宣誓する条件及び宣誓の

内容を定める」。同法第一七条第三項「民間予備員は、行  
刑公役務に関する職業倫理規程に服する」。

(4) 刑事訴訟法第D二一九条「①職員を構成する者は、い  
かなる状況においても、被拘禁者に対し、自身の模範的態  
度が積極的影響を持ち、かつ、尊敬の念を抱かせるような  
態様で行動し、自己の任務を遂行しなければならない。②  
職員を構成する者は、施設の安全及び正常な秩序を害しう  
るあらゆる行動、発言、または、書面の提示を差し控えな  
ければならず、裁判手続の正常な進行を妨げないような状  
況の下で、自己の職務を遂行しなければならない。③職員  
を構成する者は、必要な場合は常に、相互に援助し、協力  
しなければならない」。第D二二〇条「刑罰法規から生じ  
る禁止の他、行刑機関の事務分散された役割に携わる官吏、  
及び、行刑機関に立ち入る者には、以下のことが禁じられ  
る。一 被拘禁者に対して暴力行為をすること、二 被拘  
禁者に対して、侮辱的呼称、公的な場にふさわしくない表  
現、または、無礼もしくは平俗な言葉を用いること、三  
共同利用に供する屋内の閉鎖の場所、または、作業場を構  
成する場所において喫煙すること、四 これらの施設内へ  
アルコール飲料を持ち込みまたは消費すること、ならびに、  
そこで酩酊状態を呈すること、但し、官吏の住居及び飲食  
サービスのための場所を除く、五 官吏等の個人的な利益  
のために権限なく被拘禁者を利用すること、六 被拘禁者  
または彼らのために行動する者から何らかの贈与または利

- 七 被拘禁者らのために何らかの任務を引き受けること、または、彼らの利益のために何かを売買すること、八 被拘禁者間もしくは外部との非合法な全ての通信伝達、全ての通信手段、及び、規則によって厳格に規定された条件及び場合を除いて、何らかの物品のあらゆる授与を容認または黙認すること、九 被拘禁者に対して、その防衛権行使の方法及び弁護人の選任に直接的または間接的に影響を及ぼすように働きかけること」、第D二二一条「行刑機関職員及び行刑機関内で任務を遂行する者は、司法の決定によって自らが属する機関もしくは役務の権限もしくは統制下に置かれる者または置かれていた者との間、及び、彼らの両親または友人との間で、彼らの職務の必要によって正当化されない関係を維持することはできない」、第D二二二条「男性職員は、機関の長の許可に基づいてのみ女性区画に立ち入る」。
- (5) この点については、井上宜裕「正当行為と違法の統一性」市大法学雑誌五八卷三・四号合併号（二〇一二年）五四九頁以下参照。